調査報告書

私たちは、株式会社　　　　　の設立時取締役・設立時監査役に選任されたので、会社法第４６条の規定に基づき調査を行ったところ、その結果は下記のとおりであり、法令若しくは当会社の定款に違反し、または不当な事項は認められません。

記

１．発起人　　　　の現物出資財産は、会社法第３３条第１０項第１号の場合に該当し、定款に記載された価額の総額金　　　万円は相当であると認められる。

２．出資の履行については、別紙財産引継書により、完了していると認められる。

３．会社成立後に譲り受けることを約した財産、会社成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益、会社の負担する設立に関する費用の定めはない。

平成　　年　　月　　日

株式会社

設立時取締役　　　　　　　　印